

事務連絡
令和2年4月3日

東久留米市内
指定居宅介護支援事業所 管理者各位
指定介護予防支援事業所 管理者各位

東久留米市福祉保健部
介護福祉課長 田中 徳彦

指定居宅介護支援事業所等における新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応について

日頃より、東久留米市の介護福祉行政にご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

このたび、新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援事業所における業務の臨時的な取り扱いについて、厚生労働省及び東京都からの通知をもとに、以下のとおりお問い合わせの多い内容について整理いたしましたので、内容をご確認いただき、適切な対応をお願いいたします。

1. サービス担当者会議について

感染拡大防止の観点から、「やむを得ない理由がある場合」に該当するものとして、利用者の自宅以外での開催や、電話やメール・FAX等の活用により本人・家族の意向やサービス担当者の意見を求めることができますものとし、収集した情報や意見は文書によりサービス担当者間で共有するとともに、サービス担当者会議の記録に、開催できなかった理由及び情報収集の方法を記録してください。（記録は5年間保存）

なお、担当者等を招集して会議を開催する必要がある場合には、参加者には手洗い等感染防止対策をお願いします。また、利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合は、サービス担当者会議の開催は不要ですが、判断根拠の記録をしてください。

2. モニタリングについて

感染症の蔓延を防止する観点から、利用者から訪問を拒否されるなど、利用者の事情等により、居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）ができない状態にある場合には、「やむを得ない理由」に該当するものとし、減算は行いません。利用者の状況の把握において電話やFAX等による方法を活用し、その経過や内容を記録しておくことで、基

準上のモニタリングを実施した扱いとします。この場合においても、必要と認める場合には、感染防止を徹底した上で、利用者の居宅を訪問することも含めた対応をお願いいたします。いずれの場合もその内容を記録してください。（記録は5年間保存）

なお、認知症等により利用者の意思確認が難しく、既往症等により感染のリスクの高い利用者の場合、介護支援専門員を中心としたサービス担当者の判断により 1 及び 2 と同様に扱うことができるものとする。

本通知は介護支援専門員による訪問を一律に禁止するものではなく、あくまでも利用者やその家族の意向により訪問等が行えない場合の取扱いを示すものであり、事業所の一方的な判断により介護支援専門員等による訪問等を一律に実施しない等の取扱いは行わないようご注意ください。

参考

- ・介護保険最新情報 Vol. 773 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて」（第3報）
- ・介護保険最新情報 Vol. 779 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて」（第4報）

東久留米市福祉保健部介護福祉課

担 当：厚澤・初鹿

TEL：042-470-7750

FAX：042-470-7808

E-mail

kaigofukushi@city.higashikurume.lg.jp